

介護手当制度のご案内

在宅で日常生活において常時介護が必要な重度心身障害者(児)または高齢者を介護している人に対し、介護手当を支給します。

※それぞれ認定基準がありますので、調査・審査の結果、手当の支給対象に該当しない場合があります。

詳しくは、それぞれの問合先までお問い合わせください。



重度心身障害者(児)介護手当

対象 65歳未満の障害者(児)のうち、次の(1)または(2)の人の介護者
 (1) 自宅で6カ月以上寝たきりの状態の身体障害者手帳1級または2級の人
 (2) 自宅で6カ月以上常時介護を要する状態の療育手帳A判定の人

支給額 月額 12,000円
支払月 5月、8月、11月、2月
問合先 地域福祉課 障がい福祉係 ☎492-9136

在宅老人介護手当

対象 65歳以上の人で次の(1)または(2)の人のうち、介護保険の要介護3から5までの認定を受けている人の介護者
 (1) 自宅で6カ月以上寝たきりの状態などの人
 (2) 自宅で6カ月以上認知症の状態などの人

支給額 月額 12,000円
支払月 5月、8月、11月、2月
問合先 健康福祉課 高齢福祉係 ☎492-9137

こんにちは保健師です

「ポリファーマシー」って聞いたことはありますか？

「ポリファーマシー」とは、多くのくすりを服用しているために、副作用を起こしたり、きちんとくすりや飲み薬が飲めなくなったりしている状態をいいます(単に服用するくすりの数が多いことではありません)。

くすりを飲んでいて、次のような症状が気になりますか？



気になる症状があっても、勝手にくすりをやめたり、減らしたりせず、必ず、医師や薬剤師に相談しましょう。

日ごろから注意しておくことは？

- かかりつけ薬剤師(薬局)を決めましょう
処方されているくすりの情報を把握してもらうことができ、さまざまなくすりの相談ができて安心です。
- お薬手帳は一冊にまとめて持ち歩きましょう

エンゼルヘルパー派遣サービス

出産後・病気・冠婚葬祭・行事などで家事や育児が困難な家庭にヘルパーを派遣します。

対象 町内在住で小学校3年生以下の子どもがいる家庭

内容 [家事] 買い物・調理・掃除・洗濯など
 [育児] 子どもの遊び相手、食事の世話・おむつ換えなど

利用時間 8:00~18:00(年末年始を除く)
ただし、1回の派遣につき3時間、週3回まで

利用料金
 [家事] 1,530円(1時間あたり)
 [家事・育児] 2,400円(1時間あたり)
 ※町が上記の利用料金から1/2を補助します。また、3歳までの多胎児を有する世帯は全額を補助します。

※なるべくお早めにお申し込みください。

申込・問合先
 こども課 育児支援係 ☎492-9155



●2月の乳幼児健康診査のお知らせ●

健診名	対象	と き	と ころ	も っ て く る も の
4カ月児健康診査	令和3年10月生まれの乳児	8日(火)	13:00~14:00 (受付) 総合福祉 会 館	母子健康手帳・問診票
10カ月児健康診査	令和3年4月生まれの乳児	15日(火)		
1歳6カ月児健康診査	令和2年7月生まれの幼児	4日(金)		
3歳児健康診査	平成30年9月生まれの幼児	25日(金)		

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、日程などが変更となる可能性があります。

問合先 こども課 育児支援係 ☎492-9155

給付金の申請はお済みでしょうか

令和3年度は次の給付金が支給されています。申請がないと支給できないものもありますので、今一度ご確認をお願いします。なお、次の(1)、(2)の給付金については、いずれか一方を受給された人は、重複してもう一方を受給することはできませんのでご注意ください。

(1)低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

支給対象者 次の①~③のいずれかに該当する人
 ①令和3年4月分の児童扶養手当を支給された人
 ②公的年金等を受給していることで、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人
 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

支給額 児童1人につき5万円
申請が不要な人 ①に該当する人は令和3年5月11日(火)に給付金が振り込まれています。
申請が必要な人 ②③に該当する人は申請が必要です。
申請期限 2月28日(月)まで(必着)

(2)低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)

支給対象者 次の①②のいずれにも該当する人
 ①令和3年3月31日時点で18歳未満(特別児童扶養手当受給者は20歳未満)の児童(令和3年4月1日から令和4年2月28日までに生まれた児童も含む)を養育する父母など
 ②令和3年度の住民税が非課税の人または令和3年1月1日以降の収入が新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変するなど、住民税非課税相当となった人

支給額 児童1人につき5万円
申請が不要な人 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の人(公務員を除く)は、令和3年8月13日(金)に給付金が振り込まれています。
申請が必要な人 高校生のみを養育している人で令和3年度住民税が非課税の人、上記①に該当する人で令和3年1月1日以降の収入が新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変するなど、住民税非課税相当となった人など
申請期限 2月28日(月)まで(必着)

(3)子育て世帯への臨時特別給付金

支給対象者 次の①~③のいずれかに該当する人
 ①令和3年9月分の児童手当(特例給付を含む)受給者及び令和3年9月中に出生した児童のいる児童手当(特例給付を含む)受給者
 ②令和3年9月30日時点で平成15年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた高校生等の生計を主に維持する人
 ③令和3年10月1日から令和4年3月31日までに生まれた児童に係る児童手当(特例給付を含む)受給者

支給額 児童1人につき10万円
申請が不要な人 ①のうち公務員以外の人は申請が不要です。
 ※児童手当(本則給付)の受給者は令和3年12月27日(月)に給付金が振り込まれています。
 ※児童手当(特例給付)の受給者は2月4日(金)に振り込み予定です。
申請が必要な人 ①のうち公務員の人及び②③の人は申請が必要です。
申請期限 ①のうち公務員の人及び②の人は2月28日(月)まで
 ③の人は4月28日(木)まで(必着)